

令和 7 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 錄

志 賀 町 議 会

令和7年第2回志賀町議会定例会会議録

令和7年6月3日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時05分 開会)

(出席議員12名)

1番 小林 克嘉
2番 梢 正美
3番 表谷 茂浩
4番 中谷 松助
5番 福田 晃悦
6番 南 正紀
8番 堂下 健一
9番 越後 敏明
10番 富澤 軒康
11番 櫻井 俊一
12番 林 一夫

(欠席議員1名)

7番 寺井 強

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稻岡 健太郎
教育長	間嶋 正剛
参与	山下 光雄
町参事兼総務課長	村井 直
富来支所長	町居 義人
企画財政課長	花島 博之
デジタル情報課	三野 善明
税務課長	瀧川 哲也
住民課長	横田 義浩
子育て支援課長	畠中 豊一
健康福祉課長	木村 英敏

環境安全課長	上 滝 達哉
商工観光課長	大 家 英 明
農林水産課長	細 川 直 樹
まち整備課長	前 田 稔
上下水道課長	徳 田 敦 史
富来病院事務長	笠 原 雅 德
会計管理者(会計課長)	東 山 和 憲
学校教育課長	大 島 信 雄
生涯学習課長	加 茂 野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池 端 久 幸
議会事務局参事	山 田 美由紀
議会事務局次長	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 会議録署名議員の指名
日 程 第 2 会期の決定
日 程 第 3 諸般の報告
日 程 第 4 町長提出 報告第3号ないし第5号、承認第1号ないし第29号及び
議案第34号ないし第52号 (提案理由説明)
日 程 第 5 町長提出 承認第14号ないし第29号及び議案第39号ないし第52号
(質疑、委員会付託、討論、採決)

(　開　会　・　開　議　)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、去る5月9日、議会運営委員会及び各常任委員会が開催し、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長に参っておりますので、この際、ご報告します。

議会運営委員会委員長 櫻井俊一君、同副委員長 寺井強君、総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君、同副委員長 小林克嘉君、教育民生常任委員会委員長 南正紀君、同副委員長 富澤軒康君、予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君、同副委員長 小林克嘉君、以上、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 梶正美君、3番 表谷茂浩君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第4 町長提出 報告第3号ないし第5号、承認第1号ないし第29号及び議案第34号ないし第52号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日、町長から提出のありました報告第3号ないし第5号、承認第1号ないし第29号及び議案第34号ないし第52号を、一括して議題とします。
以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稻岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稻岡健太郎町長 令和7年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

これから本格的な夏を迎ますが、気象庁の3か月予報によると、今年の夏は全国的に気温が平年より高い見通しで、厳しい猛暑が予想されています。皆さまには、エアコンの積極的な使用や屋外活動の自粛、こまめな水分補給など熱中症対策を十分心がけるようお願いいたします。

また、気温が著しく高く、重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、通常のアラートより危険性が高い熱中症特別警戒アラートが発表されます。この特別警戒アラートが発表される状況下では、高齢者や障害を持つ方などにとって、熱中症の予防行動が難しい場合も想定されますので、家族や周囲の人々による見守りや声かけなど、共助や公助が重要視されています。

自治体には、熱中症特別警戒アラートが発表されている間、涼しい環境へ身を寄せる休息場所となる指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の確保が求められています。本町では、文化ホールと富来活性化センター、町立図書館及び富来図書館、増穂浦ショッピングセンターアスクの計5か所をこの暑熱避難施設に指定しており、今年度から新たにアリス館と能登原子力センターの2つを追加して指定いたします。

また、仮設住宅入居者への熱中症対策としては、団地内の集会施設や隣接する施設を入居者が暑さから身を守る避難場所として利用できるよう、日中、開放する予定であります。

熱中症になる方の傾向として、暑さや体調の異変を正常性バイアスから「自分は大丈夫だろう」と安易に楽観視し、適切な対策を怠ってしまうことが多いと言われています。熱中症の危険性を今一度十分にご理解いただき、早めの予防対策をしっかりと行うようお願いいたします。

また、これから梅雨や台風など、集中豪雨によって河川の流量が増加しやすい出水期となるため、土砂災害や河川の氾濫など自然災害に最大限の注意が必要な時期であります。

昨年9月21日には、台風から変わった温帯低気圧の影響により秋雨前線が活発化、奥能登地方に線状降水帯が発生し、輪島市や珠洲市では観測史上最大と

なる記録的な大雨に見舞われ、地震からの復旧に取り組んでいた被災地は、再び甚大な被害を受けました。

自然災害は、私たちの力では防ぐことはできません。町としては、いつ、どのような災害が起こっても、迅速に対応できるよう、防災体制を改めて確認し、事前の情報収集、詳細な情報伝達に努めるなど、万全の体制で取り組んでいきますので、町民の皆様におかれましても、発表される地震情報、防災気象情報などに十分注意され、防災に対する準備も怠ることなく、最善の行動に心がけるようお願ひいたします。

それでは、町の近況についてご説明いたします。

まずは、敬宮愛子内親王殿下の訪問についてであります。

天皇、皇后両陛下の長女愛子さまが、令和6年能登半島地震復興状況等御視察のため、5月18日と19日の2日間の日程で、石川県を訪問されました。

愛子さまは昨年9月に、初めてのお一人での地方公務として、本町と七尾市を訪問される予定でしたが、直前に奥能登を中心に発生した豪雨災害を受けて取りやめた経緯がありました。8か月越しに実現された今回の御視察は、愛子さまにとって、震災の被災地を訪問する初めての公務となるものです。

5月19日に本町を訪問され、本庁舎にて震災の復興状況についての説明をお聞きになった後、道の駅とぎ海街道の仮設店舗を御視察され、店主のお話に熱心に耳を傾け、苦労をねぎらわっていました。

続いて、富来行政センター内のボランティアセンターを御視察され、町社会福祉協議会の担当者からボランティアの運営体制などについての説明をお聞きになった後、実際のボランティアや地域支え合いセンターの生活支援相談員と懇談されました。

途切れることのない質問に、宮内庁担当者がスケジュールを気にする場面もあり、私が何度か割って入らざるを得ないほどの熱心さがありました。

沿道に集まったたくさんの人には笑顔で手を振って応えられ、また、被災者と穏やかな笑みを浮かべ優しく会話するお姿は、私たち被災者に感動と、復興に湧き立つ勇気を与えてくださいました。

次に、「町長といどばたトーク」の開催についてであります。

町では例年、地区や各種団体が抱える課題や実情、町政への意見などを述べ

る場となるタウンミーティングを開催し、区長や各団体の代表者と意見交換や質疑応答等を行い、この機会で得た貴重な意見や提言を施策に反映し、まちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、町民の皆さまより、区長しか対話できないのか、町長と直接話す機会が欲しい、小さな声が届かないなど、さまざまな苦言を呈されることも多々ありました。

このような思いを受け、町長と町民がもっと身近に気軽に語り合える場を設けて、町民の皆さまと車座になって自由に話したいという考え方のもと、「町長といどばたトーク」を開催いたします。

町内の全16地区で開催予定であり、町民であれば誰でも参加でき、事前の参加申し込みも不要であります。

開催の時期については、7月下旬から8月上旬の週末で調整しており、1地区あたりの所要時間を約1時間半として、1日あたり4地区を巡回したいと考えております。

詳細な日程や内容が決定次第、幅広く周知していきますので、多数のご参加をお待ちしております。

次に、予約制乗合交通「しかばす いーじー」の運行状況についてであります。

高齢者の運転免許保持者の増加などを背景に、利用者は年々減少する一方で、運行コストの増大や運転手不足が顕在化していることなどを背景に、効率的で効果的な運行形態への見直しを行うため、本年4月から、A I、人工知能を活用した予約制乗合交通「しかばす いーじー」の運行を開始しました。

2月上旬から各地区を回り、説明会・会員登録会を開催し、3月下旬に町内全域を対象に試験運行を行い、4月1日、役場本庁舎前にて、議員各位にもご臨席をいただき、出発式を挙行し、運行開始に至ったものであります。

「しかばす いーじー」の利用にあたっては、事前に紙の申込書又はアプリで会員登録をしていただく必要があります。これまで、広報しかや町公式L I N E、乗り方ガイドの全戸配付などにより周知してきたところであり、5月末日時点の登録者数は1,329人となっております。

4月の利用者数は1,483人となっており、主に病院や食料品などの買い物に

利用されている形態が多く、乗り換えや他を経由することなく、直接目的地に行くことができると好評をいただいております。

利用者層は、特に70代から80代の女性の方が多く、また、高校生など若年層もある程度利用されていることから、運転免許証を持たない町民の身近な移動手段になっているものと考えております。

利用するには、電話又はアプリでの予約が必要となります、全体の約8割が電話予約で受け付けている状況であります。

また、平日における乗降、利用のピークは、午前8時30分から10時前後と午後3時から5時の時間帯となっております。

なお、平日に比べて、土曜、日曜の利用者数は少なく、ご希望どおりの時間帯で利用できますので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

町としては、今後も会員登録や利用方法の周知に努めるとともに、利用状況のデータ分析を重ね、その結果を車両の運行スケジュールに反映して、より利用しやすい環境整備を図り、さらなる利用促進に努めてまいります。

次に、公費解体についてであります。

公費解体の進捗状況は、5月12日現在、申請棟数4,468棟、完了棟数は公費解体、自費解体、緊急解体を合わせ、2,998棟、解体率は67.1パーセントとなっており、順調に進捗しているものと考えています。

申請期限は、公費解体、自費解体とともに、今月末の6月30日までとなっておりますので、まだ申請をされていない方は早めの申請をお願いいたします。

なお、富来野球場仮置場における災害ごみの受入れについては、当分の間、継続しますので、公費解体を予定している方は、引き続き、災害ごみの片付けにご協力くださるようお願いいたします。

また最近は、被災した家屋を解体するのか、修理し再建するのか迷っている方も少なからずいらっしゃいます。そのような方は、申請期限までに、解体申請をしていただき、その後、一旦留保することも可能ですので、公費解体の窓口でご相談いただきたいと思います。

次に、国の特別天然記念物コウノトリの営巣とトキの放鳥についてであります。

地震の影響が懸念されましたが、今年も国の特別天然記念物コウノトリが営

巣し、昨年より1羽多い、4羽のヒナの誕生が確認されています。

本町では、4年連続となるヒナの誕生であり、今年のヒナが無事に巣立てば、合計13羽が志賀町から巣立つことになり、大変喜ばしい限りであります。

先月21日には、兵庫県立コウノトリの郷公園、石川県、北陸電力送配電株式会社、地元区などのご協力のもと、足環の装着を無事終えており、このまま順調に育てば、今月下旬頃に巣立つ予定でありますので、温かく見守っていただきたいと思います。

また、トキの放鳥につきましては、今年2月、国の専門家会議で、能登地域における放鳥が決定され、令和8年度上半期の放鳥が予定されています。15羽から20羽の放鳥が予定されており、具体的な放鳥場所については、今後決定される見込みであります。

能登の空を舞うトキやコウノトリの姿が、復興の象徴となることを期待しており、世界農業遺産である豊かな自然環境を積極的に発信し、魅力ある自然景観と観光資源を最大限に活用して、町の復興に繋げていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

志賀原子力発電所については、4月11日に開催された志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認に係る審査会合において、北陸電力は前回の審査会合で指摘された事項について回答を行うとともに、能登半島地震の知見を反映した地下構造モデルの評価及び地震発生層の評価について説明を行ったとのことであります。

地下構造モデルの評価については、概ね妥当との評価を受け、審査は完了した一方で、地震発生層の評価については、令和6年11月26日発生の石川県西方沖地震に関する知見も反映させる必要があることから、今後、それらのデータを踏まえ、地震動評価の審査の中で議論がなされるとの報告を受けております。

北陸電力には、今後もこれまで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めていきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が3件、一般会計や各会計の補正予算に係る専決処分の承認が8件、条例の一部改正に係る専決処分の承認が5件、工事請負契約の締結及び一部変更に係る専決処分の承認が16件、一般会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正、工事請負契約の締結、財産の取得に係る議案が19件の、合わせて計51件であります。

まず、報告第3号 専決処分の報告については、中浜地内において、町職員の運転するスクールバスが和解の相手方の敷地内に設置されたフェンス及びブロック塀に接触し、その一部を破損させた事故について、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告については、西山台地内において、町職員の運転する公用車が和解の相手方が所有する走行中の車両に接触し、車両の一部を損傷させた事故について、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告については、館地内において、強風により破損した下水道通信用の電柱設備が、和解の相手方が所有する走行中の車両に接触し、車両の一部を損傷させた事故について、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

承認第1号から承認第8号までの専決処分の承認については、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分したものを、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

承認第1号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第11号）については、歳入では、町税や地方譲与税、各種交付金、特別交付税などを増額する一方で、国・県補助金、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債などを減額し、歳出では、各種事業の実績見込に伴う事業費の減額を主として所要額を補正したものであります。

承認第2号から承認第8号については、令和6年度の各特別会計と事業会計について、いずれも事業の確定及び精算に伴い、所要額を補正したものであります。

次に、承認第9号から承認第13号までの専決処分の承認については、いずれも条例の一部改正を専決処分したものであり、議会に報告し、承認をお願いす

るものであります。

承認第9号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、特定親族について、扶養控除の対象所得要件を超えた場合でも新たに特別控除を設けるほか、原動機付自転車の車両区分に新たな区分を追加、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正など、所要の改正を行ったものであります。

承認第10号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例が引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

承認第11号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限が延長されたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第12号 志賀町原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、当該条例が引用する字句に所要の改正を行ったものであります。

承認第13号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の算定方法が見直しされたため、所要の改正を行ったものであります。

次の承認第14号から承認第21号までの専決処分の承認については、工事請負契約の締結について専決処分したものであり、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

続く承認第22号から承認第29号までの専決処分の承認については、それぞれ先に専決した同工事請負契約の一部変更を専決処分したもので、いずれも3月に改定された県労務単価を適用するため、請負額を増額変更したものであり、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

承認第14号 工事請負契約の締結については、町道第314号高浜堀松線外(ほか)道路災害復旧工事を行うにあたり、盛進工業株式会社 代表取締役 坂井

繁と5,057万8,000円で工事請負契約を締結したものであり、承認第22号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を160万4,900円増額し、5,218万2,900円に変更したものであります。

承認第15号 工事請負契約の締結については、町道第335号北吉田国道線外道路災害復旧工事を行うにあたり、北川ヒューテック株式会社 常務取締役金沢本社長 平井正之と9,718万5,000円で工事請負契約を締結したものであり、承認第23号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を346万6,100円増額し、1億65万1,100円に変更したものであります。

承認第16号 工事請負契約の締結については、町道第1003号大坂線外道路災害復旧工事を行うにあたり、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基と1億1,440万円で工事請負契約を締結したものであり、承認第24号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を274万1,200円増額し、1億1,714万1,200円に変更したものであります。

承認第17号 工事請負契約の締結については、町道第1015号はまなす南線外道路災害復旧工事を行うにあたり、石田工業株式会社 代表取締役 源代 治と1億6,082万9,900円で工事請負契約を締結したものであり、承認第25号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を410万800円増額し、1億6,493万700円に変更したものであります。

承認第18号 工事請負契約の締結については、町道第701号上棚連絡線道路災害復旧工事を行うにあたり、北川ヒューテック株式会社 常務取締役金沢本社長 平井正之と5,258万円で工事請負契約を締結したものであり、承認第26号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を178万3,100円増額し、5,436万3,100円に変更したものであります。

承認第19号 工事請負契約の締結については、町道第4067号今田西谷内線道路災害復旧工事を行うにあたり、株式会社ソテック 代表取締役 塩田有恒と5,063万3,000円で工事請負契約を締結したものであり、承認第27号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を178万5,300円増額し、5,241万8,300円に変更したものであります。

承認第20号 工事請負契約の締結については、町道第3078号荒屋輪島線道路災害復旧工事1工区を行うにあたり、加州建設株式会社 代表取締役 塩谷浩

志と2億6,895万円で工事請負契約を締結したものであり、承認第28号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を929万600円増額し、2億7,824万600円に変更したものであります。

承認第21号 工事請負契約の締結については、町道第8005号赤崎山の手線外道路災害復旧工事を行うにあたり、協和道路株式会社 代表取締役 淳田昭彦と1億5,804万8,000円で工事請負契約を締結したものであり、承認第29号 工事請負契約の一部変更については、県労務単価の改定により、契約金額を532万700円増額し、1億6,336万8,700円に変更したものであります。

議案第34号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、歳入では、道路河川災害復旧に係る事業費及び補助率の嵩上げに伴う国補助金を増額する一方で、道路河川災害復旧事業債を減額したほか、被災宅地等の復旧支援事業に係る県復興基金交付金、文化ホールの復旧工事に係る公立社会教育施設災害復旧費補助金の増額を主とし、歳出では、道路河川災害復旧の進捗を図るため、当初計画より前倒しで実施する測量設計業務に係る委託料の増額をはじめ、申請件数の増加に伴う被災宅地等復旧支援事業、文化ホール及び東増穂・西海公民館の災害復旧に要する経費の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第35号 志賀町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、119番通報を受付する消防指令業務の共同利用に伴い、羽咋郡市消防本部に設置していた防災行政無線の遠隔制御装置を能登中部消防指令センターに移設したため、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、投票管理者又は投票立会人を交替制によって選任した場合の報酬額等に係る規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、地域密着型サービス施設の基準等について、栄養士の配置等を求めている部分につき

管理栄養士を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 志賀町赤住漁港公園条例の一部を改正する条例については、漁港公園施設のプール解体に伴い、プールに関する利用期間、利用時間及び利用料金に係る条項等を削除するため、所要の改正を行うものであります。

議案第39号 工事請負契約の締結については、令和7年度志賀町防災行政無線更新整備工事を行うにあたり、NECネットエスアイ株式会社北陸支店 支店長 松浦秀也と6,017万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第40号 工事請負契約の締結については、町道第5095号草江中央線外道路災害復旧工事を行うにあたり、株式会社ソテック 代表取締役 塩田有恒と5,920万2,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第41号 工事請負契約の締結については、町道第8037号笹波浜田線外道路災害復旧工事を行うにあたり、吉田道路株式会社 志賀町営業所 営業所長 西本隆伸と1億3,200万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第42号 工事請負契約の締結については、町道第4022号開拓線外道路災害復旧工事を行うにあたり、島屋建設株式会社 代表取締役 島洋之と1億546万8,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第43号 工事請負契約の締結については、町道第739号上棚インター線外道路災害復旧工事を行うにあたり、北川ヒューテック株式会社常務取締役金沢本社長 平井正之と9,097万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第44号 工事請負契約の締結については、町道第740号西山羽咋線道路災害復旧工事1工区を行うにあたり、盛進工業株式会社 代表取締役 坂井繁と1億249万8,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第45号 工事請負契約の締結については、町道第740号西山羽咋線道路災害復旧工事2工区を行うにあたり、丸建道路株式会社 代表取締役 大竹哲也と1億7,585万7,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第46号 工事請負契約の締結については、町道第740号西山羽咋線道路災害復旧工事3工区を行うにあたり、盛進工業株式会社 代表取締役 坂井繁と5,525万3,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第47号 工事請負契約の締結については、町道第136号高浜米浜線外道路災害復旧工事を行うにあたり、盛進工業株式会社 代表取締役 坂井繁と

9,350万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第48号 工事請負契約の締結については、町道第253号赤住若葉台線道路災害復旧工事を行うにあたり、盛進工業株式会社 代表取締役 坂井繁と9,680万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第49号 工事請負契約の締結については、町道第6001号松ヶ下線道路災害復旧工事を行うにあたり、協和道路株式会社 代表取締役 淀田昭彦と7,147万8,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第50号 財産の取得については、消防ポンプ自動車を購入するにあたり、長野ポンプ株式会社七尾営業所 所長 張田純平から2,574万円で取得するものであります。

議案第51号 財産の取得については、除雪ドーザを購入するにあたり、千代田機電株式会社 代表取締役 守富文昭から2,189万円で取得するものであります。

議案第52号 財産の取得については、タブレット端末を購入するにあたり、三谷産業株式会社情報システム事業部 執行役員事業部長 木村太一から5,014万9,000円で取得するものであります。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 承認第14号ないし第29号及び議案第39号ないし第52号（質疑、委員会付託、討論、採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、承認第14号ないし第29号及び議案第39号ないし第52号を議題とします。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、各件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第14号 専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）ないし承認第21号 専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は原案のとおり承認されました。

続いて、町長提出 承認第22号 専決処分の承認について（工事請負契約の一部変更について）ないし承認第29号 専決処分の承認について（工事請負契約の

一部変更について)を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、原案のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第39号 工事請負契約の締結について「令和7年度志賀町防災行政無線更新整備工事」ないし議案第49号 工事請負契約の締結について「町道第6001号松ヶ下線道路災害復旧工事(6災5039号)」を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第50号 財産の取得について「消防ポンプ自動車」ないし議案第52号 財産の取得について「タブレット端末」を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から9日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明4日から9日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時51分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第13号

例月出納検査の結果について

(令和7年3月24日実施)

(令和7年4月24日実施)

2 議長報告第14号

入札結果調書について

(令和7年3月26日 9件)

(令和7年4月24日 13件)

(令和7年5月15日 4件)

(令和7年5月22日 11件)

5 議長報告第15号

令和6年度志賀町一般会計繰越明許費繰越計算書等について